

一般的名称の定義の変更について

一般的名称コード	一般的名称	定義(改正前)	定義(改正後)
35212000	麻酔脊髄用針	くも膜下腔への麻酔薬や鎮痛薬の投与に用いる鋭利な斜めに切れた先端を有する器具をいう。通常、滅菌済みの単回使用であり、有孔で先端にスプリングを備える。	くも膜下腔への麻酔薬や鎮痛薬の投与等に用いる鋭利な斜めに切れた先端を有する器具をいう。通常、滅菌済みの単回使用である。
35094012	一時的使用カテーテルガイドワイヤ	一時的使用を目的として、カテーテルの位置調整及び移動の補助に用いる器具をいう。一般的にコーティング又は非コーティングのステンレス鋼製であるが、コーティングにより移動が容易になる。	一時的使用を目的として、カテーテルの位置調整及び移動の補助に用いる器具をいう。ただし、血管用のものに限る。
36177000	バルーン拡張式血管形成術向けカテーテル用コネクタ	経管冠動脈形成術で、圧力監視、色素注入、バルーン拡張カテーテルの洗浄と連結させるため、導入カテーテル又はバルーンイントロデューサーハブに付いている器具をいう。	経皮経血管的な治療及び検査(例えばバルーン拡張式血管形成術)の際に、圧力監視、薬液注入やカテーテルの洗浄等を行うため、導入カテーテル等に接続し、分岐を行うための器具をいう。通常、漏血を防止するための止血バルブを有する。
35795000	硬膜外麻酔用カテーテル	硬膜外腔へ局所麻酔薬を注入するために用いる軟性チューブをいう。	硬膜外腔へ局所麻酔薬及び疼痛管理用薬物を注入するために用いる軟性チューブをいう。
34859000	歯科用吸引装置	歯科専用に設計された吸引器で、歯科治療中に口腔から発生する、水、血液、唾液及び碎片を除去するものをいう。この機器群は、独立式のものに適用する。	歯科専用に設計された吸引器で、歯科治療中に口腔から発生する、水、血液、唾液及び碎片又は口腔外に飛散する飛沫を除去するものをいう。この機器群は吸引用のポンプを含む自立式のもの、又は吸引を制御するための電氣的に作動するシャッターを含むものに適用する。
70727000	歯科用吸引装置ポンプ	歯科用吸引装置の吸引源として用いる電動式の吸引ポンプをいう。	歯科用吸引装置又は歯科用ユニット等の吸引源として用いる電動式の吸引ポンプをいう。